

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について

1. 概要

令和7年5月27日付けで国の令和7年度一般会計予備費の使用の閣議決定がなされ、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組を支援する重点支援地方交付金が追加されました。

今回、この交付金を活用した事業実施のための予算について、令和7年度一般会計補正予算（第2号）に計上するものです。

2. 対象となる事業

重点支援地方交付金の交付の対象となる事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とされており、効果的と考えられる推奨事業メニューを国が提示しています。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

※推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する事業も交付金の活用が可能です。

3. 実施する事業の内容

- (1) 保育施設等副食費無償化事業（推奨事業メニュー番号：生活者支援②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援）の期間延長

ア. 目的・効果

令和6年11月に追加が決定された重点支援地方交付金を活用し、令和7年4月から7月までの4か月間実施している市内の教育・保育施設の副食費の無償化を2か月間延長することで、物価高騰に対する保護者負担の更なる軽減を図ります。

イ. 必要経費（2か月分）

市内の教育・保育施設の児童の副食費 8,654千円

(内訳)

公立 @4,800円/月×延べ134人=643,200円

私立 1号:@240円/日×延べ9,629日=2,310,960円

2号:@4,800円×延べ1,181人=5,668,800円

市外 1号:@240円/日×延べ128日=30,720円

2号:@4,800円×延べ0人=0円

合計 8,653,680円

ウ. 対象者

公立保育所3園、民間保育園6園、認定こども園7園、私立幼稚園2園、市外委託2園に通園する児童の保護者

(2) 学校給食費無償化事業（推奨事業メニュー番号：生活者支援②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援）の期間延長

ア. 目的・効果

令和6年11月に追加が決定された重点支援地方交付金を活用し、令和7年4月から7月までの4か月間実施している学校給食費の無償化を1か月間延長することで、物価高騰に対する保護者負担の更なる軽減を図ります。

イ. 必要経費

物価高騰による給食費無償化に係る経費 22,880千円

(内訳)

令和7年度児童数見込み 3,493人×令和7年9月分給食費
÷22,880,000円

ウ. 対象者

小学校14校に通学する児童の保護者

(3) 子ども食堂運営補助事業（推奨事業メニュー番号：事業者支援⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援）

ア. 目的・効果

子ども食堂運営に対する補助金を交付することで、物価高騰に対する事業者負担の軽減を図ります。

イ. 必要経費

子ども食堂への補助金支給に係る経費 500千円

(内訳)

5団体×100,000円=500,000円

ウ．対象者

なばりこども地域食堂ネットワーク連絡会に登録し、継続的に活動している団体
(5団体)

4．交付限度額及び財源

32,034千円（国庫補助金10／10）